

臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請受付中です！

○臨時福祉給付金

消費税率の引き上げによる、所得の低い方への負担を軽減するために、今年度も臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者	平成 28 年 1 月 1 日時点で西ノ島町の住民基本台帳に登録されており、平成 28 年度の町民税（均等割）が課税されていない方が対象です。 ただし、次の場合に該当する方などは対象外です。 ・平成 28 年度市町村民税が課税されている方の扶養親族等である場合 ・生活保護を受給されている場合 など
支給額	支給対象者 1 人につき 3 千円

○障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者を支援するために、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者	上記の平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成 28 年 5 月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給されている方が対象です。 ただし、高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（3 万円）を受給された方は対象になりません。
支給額	支給対象者 1 人につき 3 万円

○申請受付期限 平成 28 年 12 月 1 日（郵送の場合、当日消印有効）

○申請の手続き

支給対象になると見込まれる方（世帯）に、申請書をすでにお送りしています。

申請書に必要事項を記入のうえ、確認書類等を添えて健康福祉課または別府支所にて手続きして下さい。

○お問い合わせ先

西ノ島町役場健康福祉課 電話：6-0104

放送大学からのお知らせ

放送大学では平成 29 年度第 1 学期（4 月入学）の学生を募集中です。

放送大学はテレビ、ラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。

心理・教育・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、幅広い分野を学べます。

働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、職業の方が学んでいます。

出願期間は、第 1 回が 2 月 28 日まで、第 2 回が 3 月 20 日まで。資料を無料で差し上げています。

お気軽に放送大学島根学習センター（☎0852-28-5500）までご請求下さい。

放送大学ホームページでも受け付けております。

【入学説明会・相談会】

日にち 12 月 11 日・2 月 12 日・3 月 5 日

場所 島根学習センター第 2 講義室

内容 概要説明・履修相談等

※10 時～14 時の 2 回

問い合わせ 島根学習センター

☎0852-28-5500

西ノ島U・Iターン者就業支援補助金

U・Iターン者の増加と雇用者確保を図るため、町内に新規就業者として移住しようとする方の移住にかかる負担を軽減するために、就業支援補助金を支給します。

《支給対象者》＊下記の項目すべてに該当する者

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 町内に移住する者
- (3) 西ノ島町内に事業所を有する法人において正規職員として従事する者
- (4) 転入後2ヵ月以内に就労し、かつ、3ヵ月以上継続して就労している者

ただし、公務員及びその世帯員・西ノ島町及び他団体から当該補助金に関する他の補助金の交付を受けている者は除く

《助成内容》

項 目	補助対象経費等
1. 引越し費用	荷造り及び運送に要した実費の半額を補助し上限を10万円とする。
2. 車両運送費用	自家用車のフェリー航送に要した実費を補助し上限を2万円とする。
3. 家電購入取付費用	町内の販売店で購入又は取付した実費の1/5を補助し上限を5万円とする。

◎申請・支給の手続き

申請書及び就労証明書に必要事項をご記入のうえ、別府支所にて手続きしてください。

就業後3ヵ月を経過した日以降に実績報告書及び就業実績証明書をご提出ください。

地域振興課より補助金確定通知書が届きましたら、請求書をご提出ください。

各種必要書類は別府支所（地域振興課）にて受け取れます。

手続き完了後、西ノ島町役場に登録のある受取口座に振り込まれます。

（登録なしなら別途手続きが必要）

◎お問い合わせ先

西ノ島町役場地域振興課（電話：7-8131）

税務・保険年金係からのお知らせ

11月分の納期限は11月30日（水）です。
（定期口座振替日は11月28日（月）、再振替日は12月12日（月）です。）

- 固定資産税 3期
 - 国民健康保険料 8期
 - 後期高齢者医療保険料 5期
- （普通徴収の方）

納税通知書等で金額をご確認いただき
今一度、通帳残高をお確かめいただきま
すよう、よろしく願います。

町税等には納め忘れがない、『口座振替』
をお勧めしています。

納付等に関する相談は町民課6・
0103までご連絡ください。

環境整備課からのお知らせ

水道料金・下水道料金の納期限は11月
30日（水）です。

（定期口座振替日は11月28日（月）、再振
替は12月12日（月）です。）

水道料金等には納め忘れがない、『口座
振替』をお勧めしています。

詳しくは環境整備課6・1748まで
お問い合わせください。